

松山市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要領

制定 平成28年4月22日

(目的)

第1条 この要領は、松山市内に存する既存木造住宅について、市長が予算の範囲内で耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施することにより、耐震化に関する市民の理解及び関心の増進を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅をいう。

ア 一戸建ての住宅（店舗、事務所その他の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が延べ床面積の半分を超えないものに限る。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅（増築が行われている場合は、居室部分が同日以前に着工されているものに限る。）であること。

ウ 地上階数が2以下かつ延べ面積が500平方メートル以下の住宅であること。

エ 住宅の構造が次に掲げる工法以外のものであること。

(ア) 枠組壁工法

(イ) 丸太組構法

(ウ) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(2) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること（耐震改修概算工事費の提示を含む。）をいう。

(3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講修了証の交付を受けたものをいう。

(4) 木造住宅耐震診断技術者派遣事業 松山市内に存する既存木造住宅（国、地方公共団体その他の公共団体が所有するものを除く。）について、耐震診断技術者を派遣し

て耐震診断を行う事業をいう。

(5) 業務受託者 木造住宅耐震診断技術者派遣事業に係る業務の全部又は一部を請け負った者をいう。

(業務委託)

第3条 市長は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業に係る業務の全部又は一部を委託することができる。

(木造住宅耐震診断技術者派遣事業の実施)

第4条 市長は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業を実施するに当たっては、予算の範囲内で耐震診断技術者を派遣するものとする。

(木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象者)

第5条 木造住宅耐震診断技術者派遣事業を利用することができる者は、既存木造住宅の所有者（国、地方公共団体又はその機関を除き、当該既存木造住宅が共有の場合にあっては、登記事項証明書等により所有者であることが確認できる者で、共有者全員の同意を得たものに限る。次条において同じ。）とする。ただし、当該既存住宅が松山市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成16年要綱第57号）に基づく補助金の交付を受けている場合は、この限りでない。

(申込み)

第6条 既存木造住宅の所有者は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業を利用しようとするときは、松山市木造住宅耐震診断技術者派遣申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣等)

第7条 市長は、前条の申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに松山市木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書（第2号様式）により業務受託者に通知するものとする。この場合において、既存木造住宅の着工時期は、次に掲げるいずれかの書類により確認するものとする。

- (1) 建築確認通知書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産税の課税台帳
- (4) その他市長が適当と認めるもの

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、その理由を付して、

耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

3 業務受託者は、第1項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく耐震診断技術者を選定し、木造住宅耐震診断技術者選定通知書（第4号様式）により、その旨を市長に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに松山市木造住宅耐震診断技術者派遣決定通知書（第5号様式）により申込者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）は、同項の通知書の内容に不服があるときは、市長に対し、当該内容を変更するよう求めることができる。

6 市長は、前項の規定による変更の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、第4項の通知書の内容を変更することができる。

7 市長は、前項の規定により第4項の通知書の内容を変更するときは、松山市木造住宅耐震診断技術者派遣変更決定通知書（第6号様式）により当該通知書を受けた者（以下「派遣決定者」という。）に通知するものとする。

8 第3項の規定により選定された耐震診断技術者は、愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証を携帯し、派遣決定者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（費用負担）

第8条 派遣決定者は、愛媛県建築物耐震評価委員会の評価に要する費用を負担しなければならない。

（申込みの取りやめ）

第9条 派遣決定者は、第6条の規定による申込みを取りやめようとするときは、耐震診断技術者が行う耐震診断の開始日前に、松山市木造住宅耐震診断技術者派遣取りやめ届（第7号様式）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し）

第10条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第4項の規定による耐震診断技術者の派遣の決定（以下「派遣決定」という。）を取り消すことができる。

(1) 関係法令又はこの要領に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により派遣決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、その理由を付して、松山市木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書(第8号様式)により派遣決定者に通知するものとする。

(費用の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により派遣決定を取り消した場合において、既に耐震診断技術者が耐震診断を行っているときは、やむを得ない事情があると認める場合を除き、派遣決定者に期限を定めて耐震診断に要した費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(守秘義務)

第12条 業務受託者及び耐震診断技術者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。